

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第54号**

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前			
<b>第5号様式（第8条関係）</b> 地方公務員災害補償 休業補償請求書		<b>第5号様式（第8条関係）</b> 地方公務員災害補償 休業補償請求書			
(略)		(略)			
9 厚生年金保 険法等の適用	<input type="checkbox"/> _____の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。				
	(傷病名)	(現在の状態) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	(傷病名)	(現在の状態) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	
※ 10 医 師 の 証 明	(請求日数のうち療養のため勤務することができなかつたと認められる日数) 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日	(勤務することができなかつたと認められる理由)	※ 9 医 師 の 証 明	(請求日数のうち療養のため勤務することができなかつたと認められる日数) 年 月 日から 年 月 日まで のうち 日	(勤務することができなかつたと認められる理由)
	上記のとおりであることを証明します。 年 月 日			上記のとおりであることを証明します。 年 月 日	
	医療機関の { 所在地 名称 医師氏名 ㊟			医療機関の { 所在地 名称 医師氏名 ㊟	
11 添付する書類その他の資料名		10 添付する書類その他の資料名			
(略)		(略)		(略)	
(注)		(注)		(注)	
1・2 (略)		1・2 (略)		1・2 (略)	
3 「9 厚生年金保険法等の適用」の欄には、 <u>請求する休業補償と同一の事由により条例附            則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる            給付を受ける者であるときは、「□……の被            保険者である。」の□にレ印を記入するととも            に、その適用を受ける法律の名称を記入する            こと。</u>					

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

4 「10 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によつて療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。

5 (略)

第5号様式の2 (第8条関係)

地方公務員災害補償  
傷病補償年金請求書

(略)

(注)

1・2 (略)

3 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、

3 「9 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によつて療養のため勤務できないことが明らかに認められるときには、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記載する必要はない。

4 (略)

5 この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)

(5) 障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)

(6) 障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

第5号様式の2 (第8条関係)

地方公務員災害補償  
傷病補償年金請求書

(略)

(注)

1・2 (略)

3 この請求書を提出するときに、請求する傷

請求する傷病補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□……の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

4・5 (略)

**第6号様式 (第8条関係)**

地方公務員災害補償  
年金  
障害補償一時金請求書

(略)

(注)

1～3 (略)

4 「10 厚生年金保険法等の適用」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□……の被保険者である。」の□にレ印を記入すると

病補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

(5) 障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

4・5 (略)

**第6号様式 (第8条関係)**

地方公務員災害補償  
年金  
障害補償一時金請求書

(略)

(注)

1～3 (略)

4 「10 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によつて次に

ともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

5・6 (略)

第8号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償  
遺族補償年金請求書

(略)
厚生年金保険 法等の適用
4
既補をい に償受る 遺年け者 族金て

(略)

掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金 (以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による障害基礎年金 (同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)
- (5) 障害厚生年金 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)
- (6) 障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

5・6 (略)

第8号様式 (第8条関係)

地方公務員災害補償  
遺族補償年金請求書

(略)
厚生年金保 険等の適用
4
先補をい に償受る 遺年けも 族金ての

(略)

(注)

1 (略)

2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡職員又は請求者が条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□……の被保険者であつた。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

3～6 (略)

(注)

1 (略)

2 「1 死亡職員に関する事項」の欄中「厚生年金保険法等の適用」の項目には、死亡職員又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは「□……の被保険者であつた。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、既に当該遺族補償年金と同一の事由によつて次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

(4) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）

(5) 遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金

3～6 (略)

第15号様式の2（第15条関係）  
地方公務員災害補償  
傷病の現状報告書

(略)

所轄年金事務 所名等
---------------

(略)

第16号様式（第15条関係）  
地方公務員災害補償  
障害の現状報告書

(略)

所轄年金事務 所名等
---------------

(略)

第17号様式（第15条関係）  
地方公務員災害補償  
遺族の現状報告書

(略)

所轄年金事務 所名等
---------------

(略)

第15号様式の2（第15条関係）  
地方公務員災害補償  
傷病の現状報告書

(略)

所轄社会保険 事務所等
----------------

(略)

第16号様式（第15条関係）  
地方公務員災害補償  
障害の現状報告書

(略)

所轄社会保険 事務所等
----------------

(略)

第17号様式（第15条関係）  
地方公務員災害補償  
遺族の現状報告書

(略)

所轄社会保険 事務所等
----------------

(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。